

国土交通省トラック・物流荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第26回】開催

開催日時：令和7年9月26日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートを実施しています👉

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



(ご提供している情報(一部))

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
 - ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**



直接参加用
二次元コード

(今月のNEWS) 改正トラック法(令和7年6月11日公布)に基づいた運送委託書面交付義務

- (1) 利用運送事業者が元請事業者として荷主と運送契約を結び、相互書面交付、さらに運送委託する事業者に対し利用運送の書面交付。
- (2) 運送委託を2次請けまでとする努力義務。

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



※赤字・赤枠が変更点

<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



R7.6.11公布の改正トラック法により、貨物利用運送事業者にも義務がかかるようになる。(公布後1年以内に施行)

R7.6.11公布の改正トラック法により、2次請までとする努力義務がかかるようになる。(公布後1年以内に施行)。

①：第12条の規定に基づく書面交付 (真荷主⇔トラック事業者・利用運送事業者)

②：第24条の規定に基づく書面交付 (トラック事業者・利用運送事業者 ⇒ トラック事業者・利用運送事業者)

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。👉

(例) “いつも荷待ちをさせられる”, “こんな作業までさせられている”, “運賃交渉に応じない”



目安箱
投稿用
二次元
コード